

他府県の条例化の取組(検討)状況

〔条例を制定済み又は検討中の例〕

【北海道】

○背景・契機等

- ・道の不正経理や官製談合などの不祥事により失墜した道政の信頼を建て直すため、本格的な分権型社会に必要な北海道の新しい自治のシステムを構築する必要性の高まり
- ・前知事の公約に、「新世紀北海道の地域政府の実現に向けた基本事項を明示するとともに、道政への道民意思の反映システムなど行政運営の基本原則を定める行政基本条例の制定」を、掲げる

○経 過

- 平成13年11月 ～平成14年2月 ・北海道行政基本条例検討懇話会設置（4回開催）
- 平成14年5月 ・行政基本条例検討案策定
・パブリックコメント実施
・市町村への意見照会
- 平成14年10月 ・北海道行政基本条例可決、公布・施行

【神奈川】

○背景・契機等

- ・現知事のマニフェストに都道府県レベルで初めての「自治基本条例の制定」を掲げる
- ・県民に自治体運営をわかりやすく、神奈川の政府というのはどういうことをするところなのか、そして県民とはどういう関係なのか、しっかりと示す基本法のようなものがあるべきとの知事の考えに基づく

○経 過

- 平成16年3月 ・県自治総合研究センターにおいて「自治基本条例の研究報告書」取りまとめ
・県の「地域主権実現のための中期方針」に自治基本条例の調査・研究を位置づけ
- 平成17年10月 ～平成18年11月 ・神奈川県自治基本条例検討懇話会設置（11回開催）
・検討懇話会「自治基本条例に関する検討報告書」取りまとめ
※平成18年度に基本条例をテーマに地方分権フォーラムを2回開催
- 平成19年7月 ・県の「地域主権実現のための基本方針」に自治基本条例等の制定に向けた取組を位置づけ
- 平成19年10月 ・「神奈川県自治基本条例(仮称)第1次素案」を作成
・パブリックコメント実施
- 平成20年2月 ・「神奈川県自治基本条例(仮称)第2次素案」を作成
・パブリックコメント実施
※平成19年度に基本条例をテーマに地方分権フォーラムを7回開催
ワークショップを1回開催

【栃 木】

○背景・契機等

- ・県民一人ひとりが「新たな公を拓く」という考え方に立ち、それぞれの立場や垣根を越えて連携・協力していく「協働」を新しい総合計画(平成18年2月)で提唱
 - ・地方分権時代にふさわしい新たな自治を創造していくために県民との協働による県政を推進する方向
- 「自治基本条例」が、県民が主役となる県政を実現する上で重要な役割を果たすものとの知事の考えに基づく

○経 過

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 平成17年5月 | ・とちぎ自治基本条例(仮称)に関する研究会(庁内組織)設置 |
| 平成18年6月 | ・「とちぎ自治基本条例(仮称)に関する研究会報告書」取りまとめ |
| 平成18年10月 | ・とちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会設置 |
| ～ | (検討継続中) |

【その他条例の検討例】

【群 馬】

○経 過

- | | |
|-------|--|
| 平成7年～ | ・第1次地方分権改革当時、職員が自主的な研究会を立ち上げ、条例要綱案を作成 |
| | ・県庁内で政策的に上げていく段階で、条例の実効性等の面が議論となり、保留とされる |

【高 知】

○経 過

- | | |
|--------|--|
| 平成14年～ | ・当時の知事の特命により法制担当課長が策定作業を進め、非公式の中間案を取りまとめ |
| | ・中間案の段階で知事の意図との大きな差異が明かとなり中断した |

【議会基本条例を制定済み又は議決した例】

【三 重】

○経 過

- | | |
|----------|--------------------|
| 平成18年9月 | ・「三重県議会基本条例(素案)」作成 |
| | ・パブリックコメント実施 |
| 平成18年12月 | ・三重県議会基本条例制定 |

【福 島】

○経 過

- | | |
|---------|--------------------|
| 平成20年7月 | ・福島県議会基本条例案可決(施行前) |
|---------|--------------------|

先進県における基本条例の規定項目・内容

		(仮称)神奈川県自治基本条例(案)	北海道行政基本条例
前 文		・ 地方分権改革、地方分権型社会の実現 ・ 県民の自己決定、自己責任、自己負担の原則 ・ 近接性、補完性の原理、協働型社会の実現 ・ 条例尊重義務	・ 社会情勢の変化及び価値観の多様化 ・ 道民、道、市町村の連携の必要性 ・ 道政への参加機会の拡大と協働 ・ 道政運営全般の指針としての位置づけ
目 的		・ 県民のための県政の確立 ・ 県民の権利の保障 ・ 県民福祉の向上	・ 主体的な道政運営の確立 ・ 道民の信頼にこたえる道政の実現 ・ 道民福祉の向上
基本理念 基本原則		・ 県民のための県政運営による県民が望む地域社会の実現 ・ 県民による統御と参加の原則 ・ 市町村優先と市町村の県政への参加の原則 ・ 公正性・透明性の原則 ・ 効率性・有効性の原則 ・ 連携の原則	・ 道政の公開と道政への参加の推進 ・ 政策の総合的、効果的、効率的な推進 ・ 行政手続の公正の確保と透明性の向上 ・ 道民の自主的活動の尊重と道民との協働 ・ 市町村の役割と市町村との連携協力
住民の権利 ・ 責務		・ 県政に参加する権利・責任 ・ 県政情報を知る権利 ・ 行政サービス享受する権利 ・ 行政サービスに伴う負担を分担する責任	
知事の責務		・ 県民の意思に基づいた県政の運営 ・ 職員の指揮監督、人材育成、組織運営	・ 基本理念及び基本原則に基づく道政の推進 ・ 職員の人材育成
議会の責務		(県知事との関係) (県民に対する透明性の向上)	
職員の責務		・ 基本理念、原則に基づく職務の遂行	・ 基本理念及び原則に基づく職務の遂行 ・ 政策の立案遂行能力の向上
行政 運 営 の 諸 原 則	住民参加	・ 県民参加機会の保障	・ 道民の参加機会の拡大 ・ 重要計画等の案の公表の義務づけ ・ 附属機関等の委員の公募、会議の公開 ・ 道民の意見の尊重と行政運営への反映
	住民投票	・ 県民投票制度の創設	・ 必要に応じ道民投票を実施
	情報公開	・ 県政情報を積極的にわかりやすく公開	・ 道政情報を積極的にわかりやすく公開 ・ 行政文書の公開請求に誠実に応答
	行政手続	・ 行政手続の明確化	・ 許可基準等共通事項を規定、公正性の確保 ・ 苦情に対する審査
	個人情報	・ 権利利益の侵害を防止する措置	・ 適正な個人情報の取扱い
	総合計画	・ 総合計画の策定、参加機会の確保、政策の実施状況の公表	・ 総合計画の策定、参加機会の確保、政策の推進状況の公表、個別計画の総合計画との整合
	政策評価	・ 政策評価の実施、公表、政策立案等への反映	・ 政策評価の実施、公表、予算編成等への反映、政策評価に関する意見を政策評価に反映
則	財政運営	・ 中長期的展望に立った自主的かつ健全な財政運営、財政状況の公表	・ 中長期的展望に立った自主的かつ健全な財政運営、財政状況の公表
	執行体制等		・ 効果的、効率的な執行体制の整備 ・ 外部監査人による監査の実施
連携 協 力	民 間	・ 民間団体の活動の尊重、連携協力、環境整備	・ 道民との協働の推進、環境整備
	市 町 村	・ 適切な役割分担、知事権限の移譲 ・ 県と市町村との常設の協議機関を設置	・ 市町村との連携協力 ・ 市町村意見の政策への反映
	他自治体	・ 他自治体との連携協力	・ 他都府県との連携協力
	国	・ 政策等に関する国への提案	・ 国への協力要請、意見等の提出
最高規範性		・ 最高規範性	・ 法令の解釈等
見直し条項			・ 条例施行後3年経過後に見直し